

ID: 248

担当部署: 総務課

処分の概要	地縁による団体の規約の変更の認可
法 令 名根 拠条項	地方自治法 第260条の3第2項
法令番号	昭和22年法律第67号

【基準】

法第260条の3の規定による。

第260条の3 認可地縁団体の規約は、総構成員の4分の3以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

標準処理期間 30日

備考

設 定 年 月 日 平成 22 年 4 月 1 日 **最終変更年月日** 年 月 日